

議長交際費支出基準

(趣旨)

- 1 この基準は、市議会の円滑な運営を図るため、議長等が市議会を代表して個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出基準)

- 2 交際費は、前記1に掲げるものとの交際において、次の事項について支出することができるものとする。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 会 費 | 会議、会合、研修会等への参加に係る経費 |
| (2) 慶 祝 | 慶事、結婚式（議員）及び各種総会、大会、式典、行事等のお祝いに係る経費 |
| (3) 弔 慰 | 葬儀等における香典、供花、供物等、弔慰表意に係る経費（別紙「議会関係各種香料等基準表」） |
| (4) 見 舞 | 病気（別紙「議会関係各種香料等基準表」）、災害、事故等の見舞に係る経費 |
| (5) 協 賛
(賛助金) | 市費の助成又は補助がなく趣旨に公益性が認められる各種大会等の協賛に係る経費 |
| (6) 渉 外 | 市議会運営に資する意見交換、折衝、情報収集等の懇談や土産等、特産品購入に係る経費 |
| (7) その他 | その他市議会運営において、支出することが適当と認められる経費 |

(支出額)

- 3 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。ただし、会費制による懇親会、祝賀会等については、会費相当額を支出するものとする。

(その他)

- 4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

別紙

議会関係各種香料等基準表

平成19年4月1日

分類	区分		本人	配偶者及び同居の一親等	同居していない一親等
	職名				
香料	市議会議員		花環又は生花一基 香典 20,000 円	花環又は生花一基 香典 10,000 円	香典 10,000 円
	市長		花環又は生花一基 香典 20,000 円	花環又は生花一基 香典 10,000 円	
	副市長 教育長		花環又は生花一基 香典 10,000 円	香典 10,000 円	
	農業委員 教育委員 監査委員 消防団長		香典 10,000 円		
見舞	市議会議員		10,000 円		
	市長		10,000 円		
	副市長 教育長		10,000 円		
その他	他自治体の 議長・市長等		当市に関係ある市町村の議会議員及び市町村長等への香料・見舞については、他自治体と調整のうえ決定する。		